

町の無料相談

相談種類		日にち	時間	相談場所	申込み・問合せ
法律相談	弁護士	4/9(火)、22(月)	13:30～16:00	役場会議室	役場総務課 ☎④313 (要予約)
	行政書士	4/17(水)	10:00～15:00	役場会議室	役場総務課 ☎④313
人権・行政相談		4/11(木)	13:30～16:00	役場会議室	役場総務課 ☎④313
入間西障害者相談支援センター出張相談会		奇数月の第一水曜日	10:00～12:00	保健センターまたは役場相談室	役場福祉課 ☎④116・117 FAX 049(295)2126
成人健康相談		4/9(火)	9:30～11:30	役場町民ホール	保健センター ☎049(294)5511
電話健康相談		平日	9:00～17:00	保健センター ☎049(294)5511	
育児ほっと相談室		4/2(火)	10:00～11:45	保健センター ☎049(294)5511	
ものの忘れ相談会		毎月第3木曜日	10:00～12:00	中央公民館	地域包括支援センター ☎049(295)2112 ④126
子育て相談 なんでも話してみよう	4/12(金)	10:00～11:00	役場相談室	子育て支援センター	
	4/26(金)		子育て支援センター	☎049(294)4820	
教育相談		平日	10:00～16:30	教育センター ☎049(295)2525 (電話相談可)	
心配ごと相談		毎週水曜日	10:00～12:00	社会福祉協議会(ウイズもろやま内) ☎049(295)3111	
消費生活相談		毎週火曜日	10:00～15:00	役場相談室	役場産業振興課 ☎④214
生活困窮者自立相談 ※生活保護受給者以外		平日	8:30～17:00	アスポート相談支援センター埼玉西部毛呂山出張所 (ウイズもろやま内) ☎080-2274-1445	

歴史散歩 第298回 懐かしの黒電話

近年、昭和を舞台にしたテレビドラマや映画が増えてきていますが、その劇中で目を引くのが、今は見かけなくなったダイヤル式の黒電話です。

日本で電話通信が始まったのは、明治23年(1890)のことです。東京・横浜間の通信から始まった当初、電話加入者は197名でしたが、9年後の明治32年には1万人に達し、年々加入者を増やしてきました。

最初の頃の電話は、相手の電話番号を電話局の交換手に伝え、通信回線を繋いでもらい、通話していました。しかし、利用件数の増加にもない、交換手による取り次ぎでは通信が追いつかなくなっていました。

この問題を解決するために開発されたのが、ダイヤル式電話です。ダイヤル式電話は、相手の番号をダイヤルし、自動交換機により通信回線をつなぐ自動交換方式の電話です。

明治42年(1909)に通信省から提供が開始されたダイヤル式電話は、大正12年(1923)の関東大震災後の電話網の復興とともに普

及していききましたが、地方で使われ始めるようになったのは戦後のことでした。

毛呂山での電話利用は、山根村尋常小学校が編纂した『郷土誌』の中に「(山根村に)電話の架設なしと雖も毛呂村駐在所に架設しあるを以て多少の便あり」という記述から大正時代には電話の導入があったことが伺えます。しかし、一般家庭への普及は、まだまだ少なく、昭和41年までの加入数は239件でした。

ところが昭和43年(1968)8月20日にダイヤル式電話への切り替えが行われると、電話加入件数は1284件まで急増しました。ダイヤル式電話の登場以降、電話加入件数はその後も年200件以上のペースで増えていき、毛呂山町での電話の普及にダイヤル式電話が大きな役割を果たした様子が伺えます。

プッシュフォンの登場により姿を消したダイヤル式電話ですが、その特徴的な形は電話番号マーク(☎)として残るほど私たちの記憶に印象付けられています。

(歴史民俗資料館では、黒電話を始めとした昭和の道具を紹介するミニ展示「昔のくらし」を3月17日まで開催しています)



電話の普及に大きな役割を果たした「黒電話」の愛称で親しまれたダイヤル式電話機



安心して飲める水ができるまで



水道水を安心して飲める国がいくつあるかご存知ですか？

答えは、日本を含めて 15 カ国しかありません。

それではみなさんが使っている水道水はどのように作られているかみてみましょう。

はじめに、町内 3ヶ所の浄水場で井戸水及び伏流水を取水し、浄水処理を行います。

浄水処理が終わった水に、次亜塩素酸ナトリウム（塩素）という薬品を添加し、滅菌した水道水を各家庭に届けてます。

この塩素は高い殺菌力と持続力を備えており、浄水場で添加された塩素は各家庭の蛇口から出るまで残留しています。これを**残留塩素**と呼びます。

残留塩素は、蛇口から出る水道水には 1 リットル当たり 0.1 mg 以上検出されることが法律で定められています。しかし残留塩素は、夏の暑い時期では減少が速いため、浄水場で添加する塩素の量を調整して残留塩素を一定に保っています。その残留塩素をチェックするため毎日検査を町内 5ヶ所の蛇口から行っています。

また、浄水場で取水した水（原水）、浄水処理した水（浄水）についても、それぞれ水質の基準が定められているため定期的に水質検査を行っています。このように検査し、いつでも安心して飲める水道水の供給に努めています。

残留塩素測定器→



Q. 残留塩素以外にどんなことを検査しているの？

A. 残留塩素の他に、一般細菌・大腸菌・シアン化物イオン塩素酸等の検査を行っています。

詳しくは、町HPの水源・水質検査情報から見ることができます。

Q. 定期的な水質検査の頻度は？

A. 町で行っている水質検査は以下の通りです。

検査回数	検査項目
毎月検査	一般細菌, 大腸菌, 塩化物イオン 有機物, PH 値, 味, 臭気, 色度, 濁度 (9 項目)
年 4 回検査	・一般細菌, 大腸菌, 亜硝酸態窒素, シアン化物イオン 塩素酸, 臭素酸, 消毒副生物, 等 (40 項目) ・放射性物質
年 1 回検査	水質基準項目全て (51 項目)

